

(案)

第7期島田市障害福祉計画

第3期島田市障害児福祉計画

【令和6年度～令和8年度】



令和6年3月

島田市

目次

第1章 計画の概要

1	計画策定の趣旨	1
2	計画の位置づけ	1
3	計画の期間	1
4	基本指針	2
5	障害福祉サービスの提供体制の確保に関する基本的な考え方	4
6	相談支援の提供体制の確保に関する基本的な考え方	5
7	計画の推進体制	6
8	その他自立支援給付及び地域生活支援事業等の円滑な実施を確保するために必要な事項	7

第2章 障害のある人を取り巻く環境

1	人口の状況	9
2	障害者手帳所持者数	10

第3章 第7期障害福祉計画 成果目標

1	福祉施設入所者の地域生活への移行	11
2	地域生活支援拠点等が有する機能の充実	12
3	福祉施設から一般就労への移行等	13
4	相談支援体制の充実・強化等	16
5	障害福祉サービス等の質の向上を図るための取り組みに係る体制の構築	17

第4章 第7期障害福祉計画 活動指標

1	障害福祉サービス等の見込み量	18
(1)	訪問系サービス	18
(2)	日中活動系サービス	20
(3)	療養介護	24
(4)	短期入所	25
(5)	居住系サービス	26
(6)	相談支援	28
(7)	相談支援体制	30
(8)	地域生活支援拠点等	30
(9)	精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築	31
(10)	障害福祉サービス等の質の向上を図るための取組	31

(11) 発達障害のある人等に対する支援	32
2 地域生活支援事業	33
3 基盤整備計画	42

第5章 第3期障害児福祉計画の概要

1 基本方針	43
(1) 相談支援体制の構築	43
(2) 保育、保健医療、教育、就労支援等の関係機関と連携した支援	43
(3) 地域社会への参加・包容の推進	44
(4) 特別な支援が必要な障害のある子どもに対する支援体制の整備	44
(5) 障害児相談支援体制の提供体制の確保	44

第6章 第3期障害児福祉計画 成果目標

1 障害児支援の提供体制の整備等	45
(1) 重層的な地域支援体制の構築を目指すための児童発達支援センターの設置及び障害のある子どもの地域社会への参加・包容（インクルージョン）の推進	45
(2) 主に重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所の確保	45
(3) 医療的ケア児支援のための関係機関の協議の場の設置及びコーディネーターの配置	46

第7章 第3期障害児福祉計画 活動指標

(1) 障害児相談支援	47
(2) 障害児通所支援	47
(3) 医療的ケア児に対する関連分野の支援を調整するコーディネーターの配置人数	48

第8章 その他関連資料

1 島田市地域自立支援協議会	49
2 策定経過	50

第1章 計画の概要

1 計画策定の趣旨

「第7期島田市障害福祉計画・第3期島田市障害児福祉計画」（以下「本計画」）は、「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」（以下「障害者総合支援法」）及び児童福祉法の趣旨を踏まえ、障害福祉サービス、相談支援、地域生活支援事業、障害児通所支援等を提供するための体制の確保が総合的かつ計画的に推進することを目的としています。

策定にあたっては、前回計画である「第6期島田市障害福祉計画・第2期島田市障害児福祉計画」の検証を行った上で、サービス利用者等のニーズを調査し、障害福祉サービス等の必要量を的確に見込むとともに、その提供体制の確保のための方策について定めるものです。

2 計画の位置づけ

本計画は、障害者総合支援法第88条第1項に基づく「市町村障害福祉計画」及び児童福祉法第33条の20第1項に基づく「市町村障害児福祉計画」として、国及び静岡県計画や、「島田市総合計画」、「島田市地域福祉計画」、「島田市障害者計画」やその他の関連計画との整合を確保して策定します。

【計画の位置づけ・計画関連イメージ図】



3 計画の期間

本計画は、令和6年（2024）年度～令和8年（2026）年度までの3年間です。ただし、法改正等を踏まえ必要に応じて見直しを行います。

4 基本指針

障害者総合支援法や児童福祉法の基本理念を踏まえ、以下の7つの基本指針をもとに、本計画の推進をしていきます。

(1) 障害のある人の自己決定の尊重と意思決定の支援

共生社会を実現するため、障害のある人等の自己決定を尊重し、その意思決定の支援に配慮するとともに、障害のある人等が必要とする障害福祉サービスやその他の支援を受けつつ、その自立と社会参加の実現を図っていくことを基本として、障害福祉サービス等及び障害児通所支援等の提供体制の整備を進めます。

(2) 障害の種別によらない障害福祉サービスの実施

障害福祉サービスの対象となる障害のある人等の範囲を身体障害者、知的障害者、精神障害者（発達障害者及び高次脳機能障害者を含む）、難病患者等（障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行令第一条に基づきこども家庭庁長官及び厚生労働大臣が定める特殊の疾病（平成二十七年厚生労働省告示第二百九十二号）に掲げる疾病による障害の程度が、当該障害により継続的に日常生活又は社会生活に相当な制限を受ける程度である者をいう。）とし、障害種別によらず地域で必要な障害福祉サービスを受けることができるようサービス提供体制を確保します。

(3) 入所等から地域生活への移行、地域生活の継続の支援、就労支援等の課題に対応したサービス提供体制の整備

障害のある人等の自立支援の観点から、入所等から地域生活への移行、地域生活の継続の支援、就労支援といった課題に対応したサービス提供体制を整え、障害のある人等の生活を地域全体で支えるシステムを実現するため、地域生活支援の拠点づくり、NPO等によるインフォーマルサービス（法律や制度に基づかない形で提供されるサービスをいう。）の提供等、地域の社会資源を最大限に活用し、提供体制の整備を進めます。

(4) 地域共生社会の実現に向けた取組

地域のあらゆる住民が、「支え手」と「受け手」に分かれるのではなく、地域、暮らし、生きがいとともに創り、高め合うことができる地域共生社会の実現に向け、地域住民が主体的に地域づくりに取り組むための仕組みづくりや制度の縦割りを超えた柔軟なサービスの確保に取り組むとともに、地域ごとの地理的条件や地域資源の実態等を踏まえながら、以下を一体的に実施する重層的支援体制整備事業の活用も含めて検討し、包括的な支援体制の構築に取り組めます。

①地域の様々な相談を受け止め、対応及びつなぐ機能、多機関協働の中核機能、伴走支援を担う機能を備えた相談支援

②相談支援と一体となり、就労支援、居住支援など、多様な社会参加に向けた支援

③ケアし支え合う関係性を広げ、交流や参加の機会を生み出すコーディネート機能及び住民同士が出会い参加することのできる場や居場所確保の機能を備えた支援

(5) 障害のある子どもの健やかな育成のための発達支援

障害のある子どもの健やかな育成を支援するため、障害の疑いがある段階から支援できるように、障害種別にかかわらず、質の高い専門的な発達支援を行う障害児通所支援等の充実を図ります。また、障害のある子どものライフステージに沿って、関係機関が連携し切れ目の無い一貫した支援体制の構築を図るとともに、障害児通所支援の利用により、地域の保育、教育等の支援を受けることができるようにすることで、障害の有無にかかわらず、全ての児童が共に成長できるよう、地域社会への参加や包容（インクルージョン）を推進します。

加えて、医療を要する状態にある障害のある子ども（以下「医療的ケア児」という。）が保健、医療、障害福祉、保育、教育等の支援を円滑に受けられるようにする等、専門的な支援を要する者に対して、各関連分野が共通の理解に基づき協働する包括的な支援体制を構築します。

また、こうしたサービス提供体制の整備等については、志太榛原圏域で連携し、計画的に取り組めます。

(6) 障害福祉人材の確保・定着

障害のある人等の重度化・高齢化が進む中においても、将来にわたって安定的に障害福祉サービス等を提供し、様々な障害福祉に関する事業を実施していくために、専門性を高めるための研修の実施、多職種間の連携の推進、障害福祉の現場が働きがいのある魅力的な職場であることの積極的な周知・広報等を行い、提供体制の確保と併せてそれを担う人材の確保及び定着を図ります。また、職員の処遇改善等による職場環境の整備や事務負担の軽減、業務の効率化に関係機関が協力して取り組むことのできる体制整備を推進します。

(7) 障害のある人の社会参加を支える取組

障害のある人の多様なニーズを踏まえ、文化芸術を享受鑑賞し、又は創造や発表等の多様な活動に参加する機会の確保等を通じて、障害のある人の個性や能力の発揮及び地域における社会参加の促進を図ります。

5 障害福祉サービスの提供体制の確保に関する基本的な考え方

(1) 訪問系サービスの保障

訪問系サービスの充実を図り、必要な訪問系サービスを保障します。

(2) 日中活動系サービスの保障

希望する障害のある人等に日中活動系サービスを保障します。

(3) グループホーム等の充実及び地域生活支援拠点等の整備と機能の充実

地域における居住の場としてのグループホームの充実を図るとともに、自立生活援助、地域移行支援及び地域定着支援、自立訓練事業等の推進により、入所等から地域生活への移行を進めます。また、障害のある人等が希望する一人暮らし等を実現するため、グループホームにおける希望する障害のある人への一人暮らし等に向けた支援等の充実を図ります。

さらに、地域生活支援の機能をより強化するため、地域生活支援拠点等の整備と機能の充実について、関係自治体、関係機関と協議していきます。

(4) 福祉施設から一般就労への移行等の推進

就労移行支援事業及び就労定着支援事業等の推進により、障害のある人の福祉施設から一般就労への移行及び定着を進めます。

(5) 強度行動障害や高次脳機能障害を有する障害のある人等に対する支援体制の充実

強度行動障害や高次脳機能障害を有する障害のある人及び難病患者に対して、障害福祉サービス等において適切な支援ができるよう、支援ニーズを把握するとともに、地域における課題整理や専門的人材の育成、地域資源の開発等を行い、関係機関との連携及び支援体制の整備を図ります。

(6) 依存症対策の推進

アルコール、薬物、ギャンブル等をはじめとする依存症対策については、依存症に対する誤解や偏見を解消するための関係職員に対する研修の実施や幅広い普及啓発、相談機関及び医療機関の周知や整備、自助グループ等の当事者団体を活用した回復支援が重要であるため、地域において様々な関係機関が密接に連携して依存症である者等及びその家族に対する支援を推進します。

6 相談支援の提供体制の確保に関する基本的な考え方

(1) 相談支援体制の充実・強化

障害のある人等が地域において自立した日常生活又は社会生活を営むため、障害福祉サービスの提供体制の確保とともに、これらのサービスの適切な利用や、各種ニーズに対応する相談支援体制の整備を進めます。

また、地域における中核機関である基幹相談支援センターの機能を有効活用していきます。

(2) 地域生活への移行や地域定着のための支援体制の確保

障害者支援施設等に入所または精神科病院に入院している障害のある人等の数を把握した上で、計画的に地域移行支援に係るサービスの提供体制の確保を図ります。

さらに、障害者支援施設等から地域生活へ移行した後の地域への定着や、現に地域で生活している障害のある人等が住み慣れた地域で生活できるようにするため、地域移行支援と併せて、自立生活援助や地域定着支援に係るサービス提供体制の充実を図っていきます。

(3) 発達障害のある人等に対する支援

発達障害のある人等の早期発見・早期支援ために、地域で保護者等が子どもの発達障害の特性を理解し、必要な知識や方法を身につけ、適切な対応ができるよう、ペアレントプログラムやペアレントトレーニング等の発達障害のある人等及びその家族等に対する支援体制を確保します。

(4) 協議会の活性化

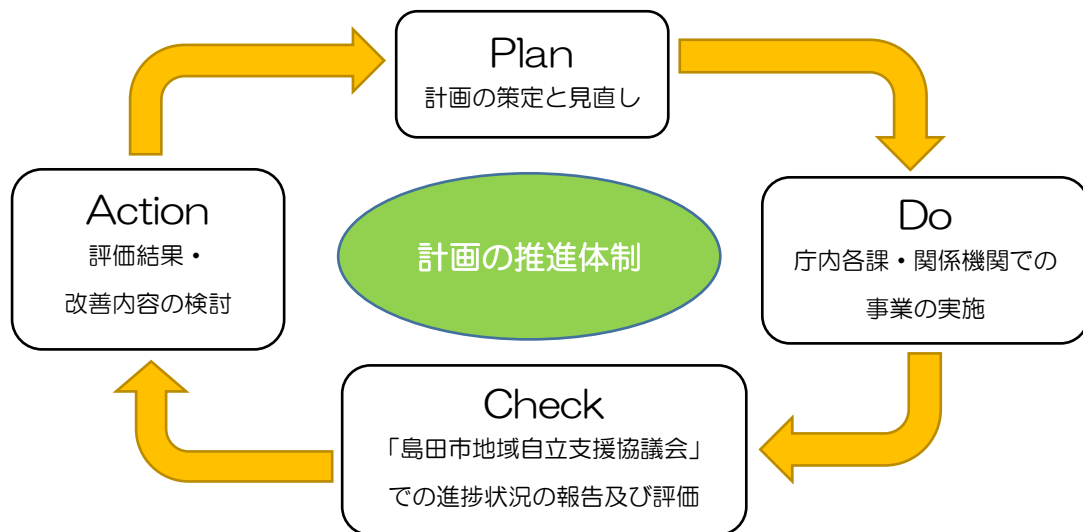
本市では、障害のある人等への支援体制の整備を図るため、当事者及びその家族、福祉、医療、教育、雇用などの関係機関、関係団体で構成される「島田市地域自立支援協議会（以下、協議会という。）」を設置しています。協議会の運営においては、個別事例の検討等を通じて抽出される課題を踏まえ、地域の支援体制の整備の取組の活性化を図ります。

7 計画の推進体制

本計画の推進するにあたり、協議会をはじめ、庁内の関係部局や関係機関・団体等と連携を図りながら、総合的かつ効果的な計画の実施に努めます。

また、本計画で定めた計画に対する、各事業の進捗状況については、協議会において、報告及び評価を行うことで、PDCAサイクルのプロセスを踏まえた計画の進捗管理に努めます。

【PDCAサイクルのイメージ図】



8 その他自立支援給付及び地域生活支援事業等の円滑な実施を確保するた

めに必要な事項

(1) 障害のある人等に対する虐待の防止

障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律（以下「障害者虐待防止法」）及び障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を踏まえ、指定障害福祉サービス等及び指定通所支援等の事業者は、利用者の人権の擁護、虐待の防止等のため、虐待防止委員会の設置、従業者に対する研修の実施及び虐待の防止に関する担当者の配置等を講じる必要があります。

本市では、障害者虐待防止センターを中心として、関係機関から成るネットワークの活用をし、障害のある人等に対する虐待の未然防止、虐待が発生した場合の迅速かつ適切な対応、再発の防止等に取り組むとともに、体制や取組について、定期的に検証を行い、必要に応じてマニュアルの見直し等を行います。

また、以下の点に配慮し障害のある人等に対する虐待事案を防止することが必要です。

①相談支援専門員及びサービス管理責任者等による虐待事案の未然防止及び早期発見

虐待事案を未然に防止する観点から、相談支援専門員、サービス管理責任者又は児童発達支援管理責任者等に対し、常日頃から虐待防止に関する高い意識を持ち、障害のある人等及びその養護者支援に当たるとともに、虐待の早期発見及び虐待と疑われる事案を発見した場合、速やかに通報をすることのできる体制整備を推進します。

②一時保護に必要な居室の確保

虐待を受けた障害のある人等の保護及び自立支援を図るため、一時保護に必要な居室を確保する観点から、地域生活支援拠点等を活用するとともに、関係自治体、関係機関と連携し、居室の確保に努めます。

③権利擁護の取組

障害のある人等の権利擁護の取組については、障害福祉サービスの利用の観点から成年後見制度を利用することが必要であると認められる利用者に対して支援を行うとともに、後見等の業務を適正に行うことのできる人材の育成及び活用を図るための研修を行い、当該制度の利用促進を図ります。

（２）障害のある人等による情報の取得利用・意思疎通の推進

障害特性に配慮した意思疎通支援のため、専任手話通訳者の設置、手話通訳者や要約筆記者の派遣事業行っています。派遣内容に応じ、県へ派遣調整を依頼する等、引き続きニーズに合わせた情報保障に努めていきます。

市民向けの手話奉仕員養成事業、要約筆記啓発講座、点字講習会を開き、障害のある方々とのコミュニケーション機会の確保と意思疎通支援者の養成を行います。また、ボランティア団体の協力による広報紙等の点訳、音訳等、情報の取得や意思疎通支援は市民の力によるものが多いことから、障害のある人等の社会生活の充実を目指し地域との連携強化を進めています。

（３）障害を理由とする差別の解消の推進

障害を理由とする差別の解消を妨げている諸要因の解消を図るため、県と連携し啓発活動を推進します。また、指定障害福祉サービス等支援の事業者をはじめとする福祉分野の事業者は、障害を理由とする差別を解消するための取組を行うに当たり、「福祉分野における事業者が講ずべき障害を理由とする差別を解消するための措置に関する対応指針」を踏まえ、必要かつ合理的な配慮などについて、具体的場面や状況に応じて柔軟に対応するよう周知します。

（４）障害福祉サービス等及び障害児通所支援等を提供する事業所における利用者の安全確保に向けた取組や事業所における研修等の充実

障害福祉サービス事業所等及び障害児通所支援等を提供する事業所においては、地域共生社会の考え方にに基づき、地域に開かれた施設となるべきというこれまでの方向性を堅持し、平常時から地域住民や関係機関との緊密な関係性の構築等を通じ、利用者の安全確保に向けた取組を進めることができるよう支援を行います。

また、発災時には、福祉避難所として障害のある人等の防災拠点となることを踏まえ、事業所と連携し、制度の周知や福祉避難所の拡大に努め、安全確保を図ります。

第2章 障害のある人を取り巻く環境

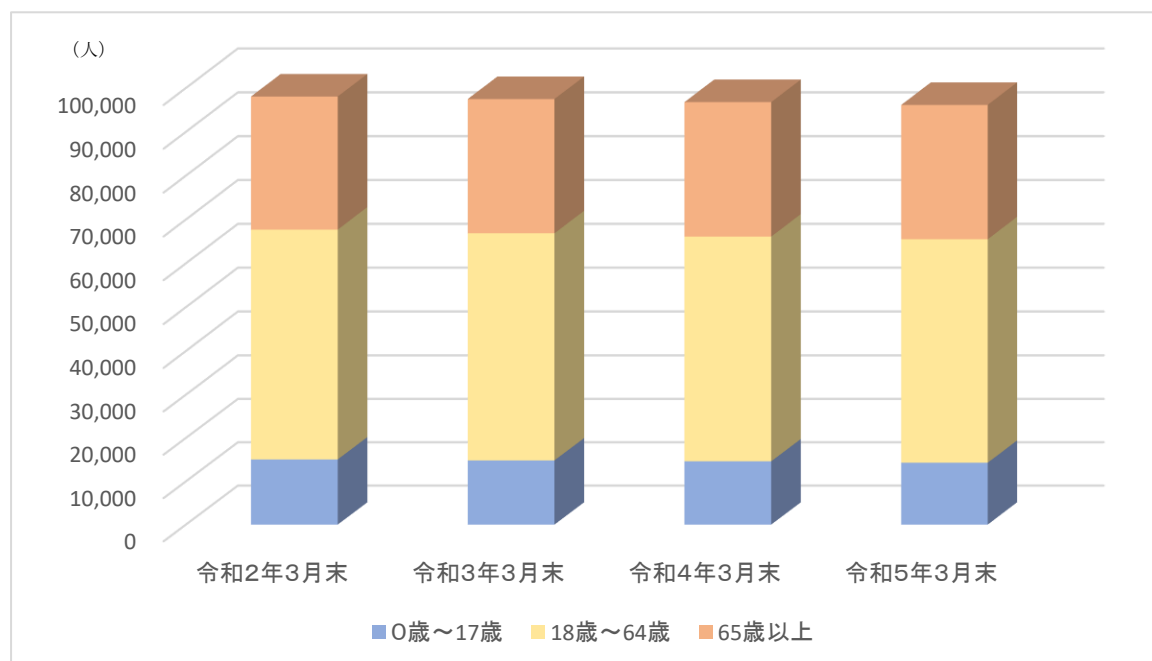
1 人口の状況

本市の総人口は、令和5年3月末現在で、96,130人となっており、令和2年3月末に比較して、1,911人減少しています。年齢別人口においては、64歳以下の人口は減少し、65歳以上の人口が増加しているため、本市においても少子高齢化が進んでいると言えます。

【年齢別総人口の推移】

(単位:人)

	令和2年3月末	令和3年3月末	令和4年3月末	令和5年3月末
0歳～17歳	15,040	14,809	14,601	14,275
18歳～64歳	52,641	52,031	51,486	51,195
65歳以上	30,360	30,630	30,682	30,660
合計	98,041	97,470	96,769	96,130



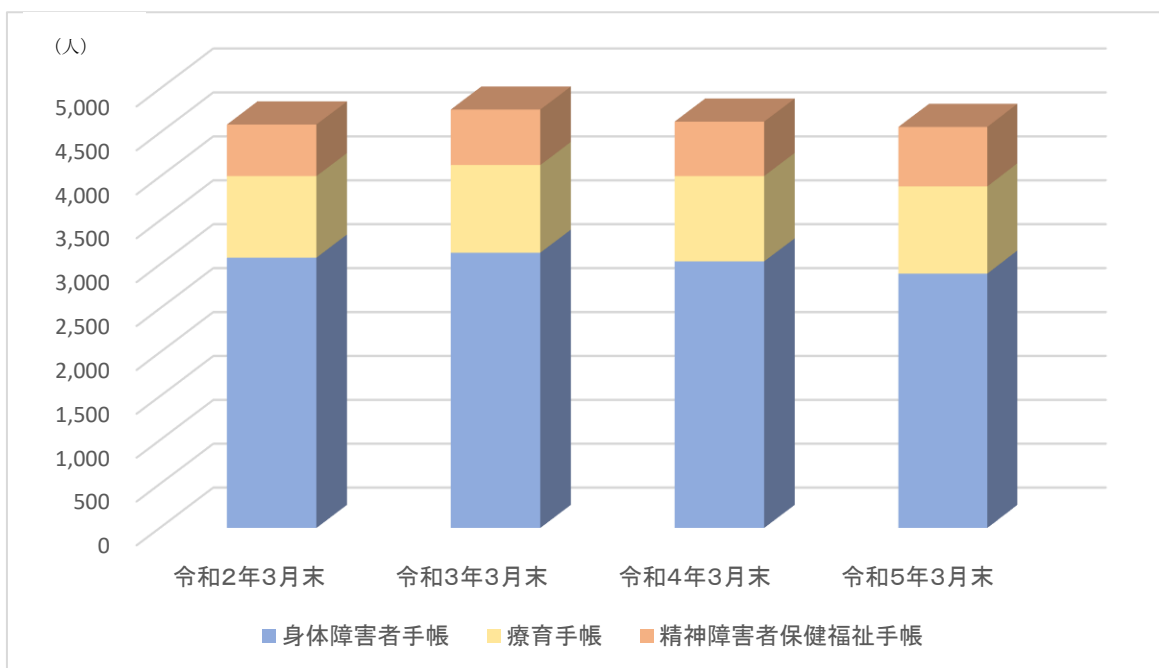
2 障害者手帳所持者数

本市の手帳所持者数の総数は、令和5年3月末現在で、4,568人となっています。手帳種別では、身体障害者手帳所持者数は減少していますが、療育手帳及び精神障害者保健福祉手帳の所持者数は、年々増加しています。

【障害者手帳所持者数の推移】

(単位：人)

	令和2年3月末	令和3年3月末	令和4年3月末	令和5年3月末
身体障害者手帳	3,080	3,136	3,037	2,898
療育手帳	928	998	972	993
精神障害者保健福祉手帳	587	631	619	677
合計	4,595	4,765	4,628	4,568



第3章 第7期障害福祉計画 成果目標

障害のある人等の自立支援の観点から、地域生活への移行や就労支援といった課題に対応するため、必要な障害福祉サービス等の提供体制の確保に係る目標として、以下の成果目標を設定します。

1 福祉施設入所者の地域生活への移行

地域生活への移行を進める観点から、令和4年度末時点の福祉施設に入所している障害のある人（以下「施設入所者」）のうち、今後、自立訓練事業等を利用し、グループホーム、一般住宅等に移行する者の数を見込み、その上で令和8年度末における地域生活に移行する者の目標値を設定します。

項目	数値	備考
【基準値】令和4年度末時点の入所者数	76人	
【目標値】令和8年度末時点の入所者数	72人	
【目標値】地域移行者数	4人以上 (5.3%以上)	令和8年度末までに施設入所から地域への移行を目指す数
【目標値】削減数	4人以上 (5.3%以上)	令和8年度末までに減少を目指す数

【国の指針】（参考）

- ・令和4年度末時点の施設入所者数の6%以上が令和8年度末までに地域生活に移行する。
- ・令和8年度末時点の施設入所者数を令和4年度末時点の施設入所者数から5%以上削減する。

【目標達成のための方策】

○施設入所者の地域移行者数や削減数について、国の目標値が示されていますが、入所の長期化などから、一般住宅やグループホームへの地域移行が困難な状況にあります。今後、自立訓練事業等の利用により、一般住宅やグループホームへの移行が可能な施設入所者に対して、関係機関と連携し地域移行の推進をします。

2 地域生活支援拠点等が有する機能の充実

障害のある人等が安心して地域で生活できるよう、「①相談、②緊急時の受け入れ・対応、③体験の機会・場、④専門的人材の確保・養成、⑤地域の体制づくり」の5つの機能を備えた地域生活支援拠点等の整備について、以下のとおり進めます。

項 目	目 標
地域生活支援拠点等の整備 【機能】 ②緊急時の受け入れ・対応	設置済
【機能】 ①相談、③体験の機会・場、④専門的人材の確保・養成、 ⑤地域の体制づくり	設置予定
強度行動障害を有する障害のある人の支援体制の整備	設置予定

【国の指針】（参考）

- ・令和8年度末までに、各市町村において地域生活支援拠点等を整備（複数市町村による共同整備も可能）するとともに、その機能の充実のため、コーディネーターを配置、地域生活支援拠点等の機能を担う障害福祉サービス事業所等の担当者の配置、支援ネットワークなどにより効果的な支援体制及び緊急時の連絡体制の構築を進め、また、年1回以上、支援の実績等を踏まえ運用状況を検証及び検討する。
- ・令和8年度末までに、強度行動障害を有する者に関し、各市町村又は圏域において、支援ニーズを把握し、支援体制の整備を進める。

【目標達成のための方策】

- 本市では地域生活支援拠点等について、関係自治体や関係機関と協議の上、令和5年度に整備しました。
- 協議会を通じて、地域生活支援拠点等の機能充実に向け、プロジェクトチームにより検証及び検討を行います。
- 協議会等で課題整理を行い、強度行動障害を有する障害のある人の支援体制の整備を進めます。

3 福祉施設から一般就労への移行等

福祉施設の利用者のうち、就労移行支援事業等（就労移行支援、就労継続支援、生活介護、自立訓練）を通じて、令和8年度中に一般就労に移行する者の目標値を設定します。

また、一般就労をした後の定着も重要であるため、就労定着支援事業の利用者数及び事業所ごとの就労定着率に係る目標値を設定します。

①就労移行支援から一般就労への移行者数

項目	数値
【基準値】 A) 令和3年度末時点の移行者数	3人
【目標値】 B) 令和8年度末時点の移行者数	4人以上 (1.33倍以上)

【国の指針】

- ・令和8年度までに令和3年度実績の1.31倍以上が就労移行支援により、一般就労へ移行する。

②就労継続支援A型から一般就労への移行者数

項目	数値
【基準値】 C) 令和3年度末時点の移行者数	2人
【目標値】 D) 令和8年度末時点の移行者数	10人以上 (5倍以上)

【国の指針】

- ・令和8年度までに令和3年度実績の1.29倍以上が就労継続支援A型により、一般就労へ移行する。

③就労継続支援B型から一般就労への移行者数

項目	数値
【基準値】 E) 令和3年度末時点の移行者数	2人
【目標値】 F) 令和8年度末時点の移行者数	8人以上 (4倍以上)

【国の指針】

- ・令和8年度までに令和3年度実績の1.28倍以上が就労継続支援B型により、一般就労へ移行する。

④福祉施設【※G) = A) + C) + E) ※H) = B) + D) + F)】

項目	数値
【基準値】 G) 令和3年度末時点の移行者数	7人
【目標値】 H) 令和8年度末時点の移行者数	22人以上 (3.14倍以上)

【国の指針】

- ・令和8年度までに令和3年度実績の1.28倍以上が福祉施設から一般就労へ移行する。

⑤就労定着支援の利用率

項目	数値
【目標値】 I) 令和8年度末時点の就労定着支援事業の利用の割合	1.71倍以上

【国の指針】

- ・令和8年度までに令和3年度実績の1.41倍以上が就労定着支援事業を利用する。

⑥就労移行支援利用者の一般就労移行率

項目	数値
【目標値】 J) 就労移行支援事業所のうち、令和8年度末時点での一般就労移行率が5割以上の事業所の割合	5割以上

【国の指針】

- ・就労移行支援事業所のうち、就労移行支援事業利用終了者に占める一般就労へ移行した者の令和8年度末時点での割合が5割以上の事業所を全体の5割以上

⑦就労定着支援事業所の就労定着率

項目	数値
【目標値】 K) 就労定着支援事業所のうち、令和8年度末時点での就労定着率が7割以上の事業所の割合	2割5分以上

【国の指針】

- ・就労定着支援事業所のうち、令和8年度末時点での就労定着率が7割以上の事業所を全体の2割5分以上

【目標達成のための方策】

- 本市では協議会における「しごと部会」を通じて、ハローワークのほか福祉、教育、労働の各分野の関係機関と連携し、効果的な就労支援体制の構築を図ります。
- ハローワークをはじめとした関係機関と連携し、ジョブコーチ制度やトライアル雇用制度などの利用を促進します。
- 市内企業と支援者、関係機関の意見交換の場を設け、市内企業にも障害者雇用への関心を高めてもらう企画を検討し、障害者雇用の拡大に向けた取り組みを進めます。

4 相談支援体制の充実・強化等

相談支援体制の充実・強化するため、総合的・専門的な相談支援の実施及び地域の相談支援体制の強化を実施する体制を確保します。

項目	目標
総合的・専門的な相談支援の実施及び地域の相談支援体制の強化を実施する体制の確保	確保済

【国の指針】（参考）

- ・令和8年度末までに、各市町村において、総合的な相談支援、地域の相談支援体制の強化及び関係機関等の連携の緻密化を通じた地域づくりの役割を担う基幹相談支援センターを設置するとともに、基幹相談支援センターが地域の相談支援体制の強化を図る体制を確保する。
- ・協議会において、個別事例の検討を通じた地域サービス基盤の開発・改善等を行う取組を行うとともに、これらの取組を行うために必要な協議会の体制を確保する。

【目標達成のための方策】

- 総合的・専門的な相談支援の実施及び地域の相談支援体制の強化のため、令和3年度に、近隣二市二町（島田市、牧之原市、吉田町、川根本町）で、基幹相談支援センターを共同設置しました。
- 相談支援体制の充実・強化等に向けた取組について、関係自治体や関係機関と協議していきます。
- 本市では協議会における「相談支援部会」を通じて、個別事例の検討をもとに、課題整理及び地域課題の整理を行います。

5 障害福祉サービス等の質の向上を図るための取り組みに係る体制の構築

障害福祉サービス等の利用者が真に必要とする障害福祉サービス等を提供することのできる体制の構築を図ります。

項目	目標
障害福祉サービス等の質を向上させるための取組に関する事項を実施する体制の構築	構築済

【国の指針】（参考）

- ・令和8年度末までに市町村において、障害福祉サービス等の質を向上させるための取組に関する事項を実施する体制を構築する。

【目標達成のための方策】

- サービスの質の向上を図るための取組に係る体制構築のため、県の実施する研修及び基幹相談支援センターの実施する研修の参加をします。
- また、障害者自立支援審査支払等システム等による審査結果を分析してその結果を活用し、事業所や関係自治体等と共有する場として、「志太榛原地域自立支援推進会議推進部会」において、圏域の関係自治体、関係機関と情報共有を行います。

第4章 第7期障害福祉計画 活動指標

第3章で定めた障害福祉サービス等の提供体制の確保に係る成果目標を達成するため、サービス等の必要量等について、令和6年度から令和8年度における計画値を設定しました。

1 障害福祉サービス等の見込み量

(1) 訪問系サービス

訪問系サービスには、居宅介護、重度訪問介護、同行援護、行動援護、重度障害者等包括支援のサービスがあります。

①居宅介護

居宅において入浴、排せつ及び食事等の介護、調理、洗濯及び清掃等の家事並びに生活等に関する相談及び助言その他の生活全般にわたる援助を行います。

②重度訪問介護

重度の障害により行動上著しい困難を有する障害のある人等であって、常時介護を要するものにつき、居宅における入浴、排せつ及び食事等の介護、調理、洗濯及び清掃等の家事並びに生活等に関する相談及び助言その他の生活全般にわたる援助及び外出時における移動中の介護を行います。

③同行援護

視覚障害により、移動に著しい困難を有する障のある人等につき、外出時において、当該障害のある人等に同行し、移動に必要な情報を提供するとともに、移動の援護その他の当該障害のある人等が外出する際に必要な援助を行います。

④行動援護

知的障害又は精神障害により行動上著しい困難を有する障害等であって常時介護を要するものにつき、当該障害のある人等が行動する際に生じ得る危険を回避するために必要な援護、外出時における移動中の介護、排せつ及び食事等の介護その他の行動する際に必要な援助を行います。

⑤重度障害者包括支援

常時介護を要する障害のある人等であって、意思疎通を図ることに著しい支障がある者のうち、四肢の麻痺及び寝たきりの状態にあるもの並びに知的障害又は精神障害により行動上著しい困難を有するものにつき、居宅介護、重度訪問介護、同行援護、行動援護、生活介護、短期入所、自立訓練、就労移行支援、就労継続支援及び共同生活援助の包括的な提供を行います。

訪問系サービスのサービス見込量（1か月あたり）

区 分		第6期（実績・見込み）			第7期計画		
		R 3	R 4	R 5	R 6	R 7	R 8
訪問系 サービス	利用者数 （人／月）	124	120	100	115	116	117
	サービス利用量 （時間／月）	1,755	1,728	1,492	1,674	1,689	1,704

【見込み量確保のための方策】

- サービスを必要とするすべての人に対して公平に供給がなされるよう、サービス等利用計画に基づき支給決定を行います。
- 65歳以上の障害のある人等が、介護サービスに移行する際や障害福祉サービス等の併用をする際、福祉と介護の関係者の連携を行い、それぞれの状況に柔軟に応じることができるよう体制整備を進めます。

（２）日中活動系サービス

日中系活動サービスには、生活介護、自立訓練（機能訓練・生活訓練）、就労選択支援、就労移行支援、就労継続支援（A型・B型）、就労定着支援、療養介護、短期入所のサービスがあります。

①生活介護

主に昼間において、入浴、排せつ及び食事等の介護、調理、洗濯及び清掃等の家事並びに生活等に関する相談及び助言その他の必要な日常生活上の支援、創作的活動又は生産活動の機会の提供その他の身体的機能又は生活能力の向上のために必要な援助を行います。

生活介護のサービス見込量（1か月あたり）

区 分		第6期（実績・見込み）			第7期計画		
		R3	R4	R5	R6	R7	R8
生活介護	ア) 利用者数 (人/月)	181	184	181	202	213	223
	イ) ア)のうち 強度行動障害を 有する者(人)	—	—	26	26	26	26
	ウ) ア)のうち 医療的ケアを有 する者(人)	—	—	11	11	11	12
	サービス利用量 (日/月)	3,874	4,354	4,288	4,750	4,992	5,212

【見込み量確保のための方策】

- 生活介護の利用を必要としている人が住み慣れた地域でサービスを利用することができるよう、サービス提供体制の整備を推進します。
- 65歳以上の利用者について、スムーズな介護サービスへの移行を支援するため、福祉と介護の関係者の連携を強化します。
- 重度の障害により常時介護を要する者に対する支援体制が確保された事業所数が少ないため、基盤整備を推進します。

②自立訓練（機能訓練）

理学療法、作業療法その他必要なりハビリテーション、生活等に関する相談及び助言その他の必要な支援を行います。

自立訓練（機能訓練）のサービス見込量（1か月あたり）

区 分		第6期（実績・見込み）			第7期計画		
		R 3	R 4	R 5	R 6	R 7	R 8
自立訓練（機能訓練）	利用者数 （人／月）	1	1	0	0	0	0
	サービス利用量 （日／月）	23	23	0	0	0	0

【見込み量確保のための方策】

○サービス利用者は減少傾向であり、市内にサービス提供可能な施設はありませんが、利用を必要としている人に対して、円滑なサービス利用に繋がるよう、関係機関と連携して支援をします。

③自立訓練（生活訓練）

入浴、排せつ及び食事に関する自立した日常生活を営むために必要な訓練、生活等に関する相談及び助言その他の必要な支援を行います。

自立訓練（生活訓練）のサービス見込量（1か月あたり）

区 分		第6期（実績・見込み）			第7期計画		
		R 3	R 4	R 5	R 6	R 7	R 8
自立訓練（生活訓練）	利用者数 （人／月）	3	2	3	2	2	2
	サービス利用量 （日／月）	44	31	48	31	31	31

【見込み量確保のための方策】

○サービス利用者は減少傾向であり、市内にサービス提供可能な施設はありませんが、利用を必要としている人に対して、円滑なサービス利用に繋がるよう、関係機関と連携して支援をします。

④就労選択支援

障害のある人等が就労先・働き方について良い選択ができるよう、就労アセスメントの手法を活用して、本人の希望、就労能力や適性等に合った選択支援を行います。

就労選択支援のサービス見込量（1年間あたり）

区 分		第6期（実績・見込み）			第7期計画		
		R 3	R 4	R 5	R 6	R 7	R 8
就労選択支援	利用者数 （人／年）	—	—	—	—	9	15

【見込み量確保のための方策】

○令和7年度からの新規事業のため、圏域内の関係自治体、協議会等を通じて、サービス内容の周知や事業実施の状況等について情報共有を行い、適切なサービスが利用できるよう努めます。

⑤就労移行支援

一般の企業への就労を希望する者に、就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練、求職活動に関する支援、その適正に応じた職場の開拓、就職後における職場への定着のために必要な相談その他の必要な支援を行います。

就労移行支援のサービス見込量（1か月あたり）

区 分		第6期（実績・見込み）			第7期計画		
		R 3	R 4	R 5	R 6	R 7	R 8
就労移行支援	利用者数 （人／月）	12	10	11	13	14	15
	サービス利用量 （日／月）	223	203	223	263	283	303

【見込み量確保のための方策】

○協議会における「しごと部会」を通じて、ハローワークのほか福祉、教育、労働の各分野の関係機関と連携し、効果的な就労支援体制の構築を図ります。

○志太榛原圏域において、事業所数が減少しているため、「志太榛原地域自立支援推進会議 就労部会」において、圏域内の関係自治体、関係機関との情報共有や状況の把握を行います。

⑥就労継続支援A型

通常の事業所（企業）に雇用されることが困難な障害のある人のうち、適切な支援により雇用契約等に基づき就労する者に対して、生産活動その他の活動の機会の提供その他の就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練その他の必要な支援を行います。

就労継続支援A型のサービス見込量（1か月あたり）

区 分		第6期（実績・見込み）			第7期計画		
		R 3	R 4	R 5	R 6	R 7	R 8
就労継続支援 A型	利用者数 （人／月）	41	60	68	76	78	80
	サービス利用量 （日／月）	914	1,195	1,363	1,531	1,573	1,615

【見込み量確保のための方策】

○雇用契約に基づく就労であることから、利用を希望している人が、事前にサービスの内容について理解した上で、利用に繋がられるように、支援をしていきます。

⑦就労継続支援B型

通常の事業所（企業）に雇用されることが困難な者に対して、生産活動その他の活動の機会の提供その他の就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練その他の必要な支援を行います。

就労継続支援B型のサービス見込量（1か月あたり）

区 分		第6期（実績・見込み）			第7期計画		
		R 3	R 4	R 5	R 6	R 7	R 8
就労継続支援 B型	利用者数 （人／月）	274	281	289	298	307	322
	サービス利用量 （日／月）	6,051	5,879	6,039	6,219	6,399	6,699

【見込み量確保のための方策】

○障害の種別等により、利用の対象となる人の作業能力が個々で異なるため、協議会における「しごと部会」を通じて、幅広い利用ニーズに対応することのできる体制整備を推進します。

⑧就労定着支援

就労移行支援等を利用して、通常の事業所に新たに雇用された障害のある人の就労の継続を図るため、企業、障害福祉サービス事業者、医療機関等との連絡調整を行うとともに、雇用に伴い生じる日常生活又は社会生活を営む上での各般の問題に関する相談、指導及び助言等の必要な支援を行います。

就労定着支援のサービス見込量（1か月あたり）

区 分		第6期（実績・見込み）			第7期計画		
		R3	R4	R5	R6	R7	R8
就労定着支援	利用者数 （人／月）	14	12	10	12	12	12

【見込み量確保のための方策】

○福祉サービスの利用を経て就職をした障害のある人が、より長く安定して働くことができるよう、利用対象者にサービスについての情報提供を的確に行い、切れ目のない支援を行います。

（3）療養介護

主として昼間において、病院で行われる機能訓練、療養上の管理、看護、医学的管理の下における介護及び日常生活上の支援を行います。

療養介護のサービス見込量（1か月あたり）

区 分		第6期（実績・見込み）			第7期計画		
		R3	R4	R5	R6	R7	R8
療養介護	利用者数 （人／月）	12	12	11	12	12	12

【見込み量確保のための方策】

○市内にサービス提供可能な施設はありませんが、利用を必要としている人に対して、円滑なサービス利用に繋がるよう、関係機関と連携して支援をします。

(4) 短期入所

居宅においてその介護を行う者の疾病その他の理由により、障害者支援施設、児童福祉施設等への短期間の入所を必要とする障害のある人等に対して、当該施設に短期間の入所により、入浴、排せつ及び食事の介護その他の必要な支援を行います。

短期入所のサービス見込量（1か月あたり）

区 分		第6期（実績・見込み）			第7期計画		
		R3	R4	R5	R6	R7	R8
短期入所 （福祉型）	利用者数 （人／月）	28	41	42	45	50	57
	サービス利用量 （日／月）	225	247	251	263	283	311
短期入所 （医療型）	利用者数 （人／月）	2	2	6	7	8	9
	サービス利用量 （日／月）	4	4	20	24	28	32

【見込み量確保のための方策】

- 新型コロナウイルスの影響により、利用人数は減少していますが、潜在的な利用ニーズは高いため、真にサービスを必要としている人が利用することができるよう、関係機関と連携して適切なサービス利用の促進をします。
- 今後も空床の確保が困難であり、利用可能な施設の不足が予想されることから、基盤整備の推進をします。
- 医療型短期入所の施設が圏域内にないことから、広域的なサービス利用調整や基盤整備の推進をします。

(5) 居住系サービス

① 自立生活援助

障害者支援施設やグループホーム等から一人暮らしに移行した障害のある人等について、定期的に利用者の居宅を訪問し、生活状況の確認を行い、必要な助言や医療機関との連絡調整を行います。

自立生活援助（1か月あたり）

区 分		第6期（実績・見込み）			第7期計画		
		R3	R4	R5	R6	R7	R8
自立生活援助	利用者数 （人／月）	6	7	6	9	10	11
	うち精神障害の ある人（人）	6	7	6	9	10	11

【見込み量確保のための方策】

○一人暮らしをしている障害のある人等が、安心して生活ができるよう、関係機関と連携して、障害のある人等の自立の促進をします。

②共同生活援助

共同生活を営むべき住居に入居している障害がある人等に対して、主として夜間において、相談、入浴、排せつ又は食事の介護その他の必要な日常生活上の支援を行います。

共同生活援助のサービス見込量（1か月あたり）

区 分		第6期（実績・見込み）			第7期計画		
		R 3	R 4	R 5	R 6	R 7	R 8
共同生活援助	ア) 利用者数 (人/月)	80	86	120	132	145	159
	イ) ア)のうち精神障害のある人 (人)	12	15	14	14	14	14
	ウ) ア)のうち強度行動障害を有する者(人)	—	—	7	7	7	7
	エ) ウ)うち精神障害のある人 (人)	—	—	0	0	0	0
	オ) ア)のうち日中サービス支援型(人)	5	19	16	16	16	16
	カ) オ)うち精神障害のある人 (人)	—	—	3	3	3	3

【見込み量確保のための方策】

- 施設入所者の地域移行や病院に入院している障害のある人等の退院の受け皿として、今後も利用の増加が見込まれている。
- 障害のある人等が希望する一人暮らし等を実現するため、グループホームにおける希望する障害のある人への一人暮らし等に向けた支援等の充実を図ります。
- 重度の障害により常時介護を要する者に対する支援体制が確保された日中サービス支援型事業所も少ないため、基盤整備を推進します。

③施設入所支援

施設に入所する障害のある人に対して、主として夜間において、入浴、排せつ及び食事等の介護、生活等に関する相談及び助言その他の必要な日常生活上の支援を行います。

施設入所支援のサービス見込量（1か月あたり）

区 分		第6期（実績・見込み）			第7期計画		
		R3	R4	R5	R6	R7	R8
施設入所支援	利用者数 （人／月）	72	76	76	75	73	72

【見込み量確保のための方策】

○県内において、入所希望者及び入所待機者が増加しているため、関係機関と連携し、施設入所者の地域移行の推進を行います。

（6）相談支援

①計画相談支援

■サービス利用支援（サービス等利用計画の作成）

障害福祉サービスの申請後に、相談支援専門員がアセスメントをもとに、サービス提供事業者等との連絡調整を行い、サービス等利用計画の作成を行います。

■継続サービス利用支援（モニタリング）

支給決定されたサービス等の利用状況の確認や利用者の意思確認を行い、必要に応じて、サービス事業者等との連絡調整などを行います。

計画相談支援のサービス見込量（1年間あたり）

区 分		第6期（実績・見込み）			第7期計画		
		R3	R4	R5	R6	R7	R8
計画相談支援	利用者数 （人／年）	712	678	698	705	719	733

【見込み量確保のための方策】

○サービスの利用を必要としている人に対して、ケアマネジメントにより、適切なサービスの利用に繋がるよう、相談支援専門員の質の向上や関係機関との連携を強化します。

②地域移行支援

障害者支援施設等に入所又は精神科病院に入院している障害のある人等に対して、住居の確保やその他の地域における生活へ移行するための必要な支援を行います。

地域移行支援のサービス見込量（１年間あたり）

区 分		第 6 期（実績・見込み）			第 7 期計画		
		R 3	R 4	R 5	R 6	R 7	R 8
地域移行支援	利用者数 （人／年）	3	4	9	10	11	12
	うち精神障害の ある人（人）	3	4	9	10	11	12

【見込み量確保のための方策】

- 協議会における「地域移行・地域定着支援部会」を通じて、障害のある人が住み慣れた地域で生活を送ることのできる地域づくりを推進します。
- 施設入所者や入院している障害のある人等について、関係機関と連携し、地域移行の推進をします。

③地域定着支援

居宅において単身等で生活する障害のある人等に対して、常時の連絡体制を確保し、障害の特性に起因して生じた緊急の事態等に相談その他必要な支援を行います。

地域定着支援のサービス見込量（１年間あたり）

区 分		第 6 期（実績・見込み）			第 7 期計画		
		R 3	R 4	R 5	R 6	R 7	R 8
地域定着支援	利用者数 （人／年）	4	9	9	9	10	11
	うち精神障害の ある人（人）	4	9	9	9	10	11

【見込み量確保のための方策】

- 地域で暮らしている障害のある人が、安心して生活ができるよう、相談支援事業所と連携して、サービス利用の促進をします。

(7) 相談支援体制

相談支援体制の充実・強化等に向けた取組として、以下のとおり実施します。

区分	第7期計画		
	R6	R7	R8
障害の種別や各種のニーズに対応できる総合的・専門的な相談支援の実施	実施	実施	実施
地域の相談支援事業者に対する訪問等による専門的な指導・助言件数（回／年）	14	14	14
地域の相談支援事業者の人材育成のために行う支援件数（回／年）	36	36	36
地域の相談支援機関との連携強化の取組の実施回数（回／年）	6	6	6
個別事例の支援内容の検証の実施回数（回／年）	36	36	36

【見込み量確保のための方策】

○基幹相談支援センターを中心とし、関係機関、関係自治体等と実施について検討・協議します。

(8) 地域生活支援拠点等

地域生活支援拠点等に係る検証の場について、以下のとおり設定します。

区分	第7期計画		
	R6	R7	R8
地域生活支援拠点等に係る検証の場	島田市地域自立支援協議会		
上記検証及び検討の年間実施回数（回／年）	6	6	6
コーディネーターの配置人数	0	1	1

【見込み量確保のための方策】

○協議会を通じて、地域生活支援拠点等の機能充実に向け、プロジェクトチームにより検証及び検討を行います。

(9) 精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築

精神障害のある人も住み慣れた地域で生活を送ることのできる地域づくりのため、保健、医療、介護、福祉関係者等による協議の場を設置します。

項目	目標
精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築に向けた協議の場	島田市地域自立支援協議会 地域移行・地域定着支援部会

区分	第7期計画		
	R6	R7	R8
協議の場の開催回数（回／年）	5	5	5
協議の場における目標設定及び評価の実施回数（回／年）	2	2	2

【見込み量確保のための方策】

○本市では、精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築に向けた協議の場として、協議会において、保健、医療、介護、福祉関係者等で構成される「地域移行・地域定着支援部会」を設置しています。また、「志太榛原地域自立支援推進会議 地域移行・地域定着支援専門部会」では、志太榛原圏域内の関係自治体、関係機関において情報共有を行っています。

(10) 障害福祉サービス等の質の向上を図るための取組

障害福祉サービス等の利用者が真に必要とする障害福祉サービス等を提供することのできる提供体制構築のため、以下の取り組みを実施します。

区分	第7期計画		
	R6	R7	R8
相談支援従事者初任者研修の参加人数	1人以上	1人以上	1人以上
障害支援区分認定調査員研修の参加人数	1人以上	1人以上	1人以上

区分	第7期計画		
	R6	R7	R8
障害者自立支援審査支払等システム等による審査結果を分析してその結果を活用し、事業所や関係自治体等と共有する体制の構築及び実施回数（回／年）	志太榛原地域自立支援推進会議 推進部会		
	4	4	4

【見込み量確保のための方策】

- サービスの質の向上を図るための取組に係る体制構築のため、県の実施する研修及び基幹相談支援センターの実施する研修の参加をします。
- また、障害者自立支援審査支払等システム等による審査結果を分析してその結果を活用し、事業所や関係自治体等と共有する場として、「志太榛原地域自立支援推進会議推進部会」において、圏域の関係自治体、関係機関と情報共有を行います。

(11) 発達障害のある人等に対する支援

保護者等が子どもの発達障害の特性による行動の理解や関わり方を考えていくため、ペアレントプログラムやペアレントトレーニング等を開催し、楽しく子育てする自信に繋がるような機会づくりに努めます。

区 分	第 6 期（実績・見込み）			第 7 期計画		
	R 3	R 4	R 5	R 6	R 7	R 8
ペアレントトレーニングやペアレントプログラム等の支援プログラム等の受講者数（保護者）（人／年）	9	14	18	30	35	35
ペアレントトレーニングやペアレントプログラム等の支援プログラム等の実施者数（支援者）（人／年）	1	1	1	2	2	2
ペアレントメンターの人数	0	1	1	1	1	2
ピアサポートの活動への参加人数	0	0	0	0	0	0

【目標達成のための方策】

- 関係機関と連携し、発達障害のある人及びその家族等に対する支援体制の構築を進めます。
- ペアレントプログラムの講師を育成し、講座が継続して実施できるよう努めます。
- 保護者の認知面にアプローチする講座、子どもの具体的な関わり方を学んでいく講座など、保護者のニーズに合わせた講座を開催するよう努めます。

2 地域生活支援事業

障害のある人等が自立した日常生活または社会生活を営むことができるよう、地域の特性や利用者の状況に応じ、柔軟な形態により実施する事業です。

障害のある人の福祉の増進を図るとともに、安心して暮らすことのできる地域社会の実現を目指します。

①理解促進研修・研修啓発事業

障害のある人等が日常生活及び社会生活を営む上で生じる「社会的障壁」を除去するため、地域において、障害のある人の理解を深めるための研修や啓発を通じて地域住民への働きかけを行い、共生社会の実現を図ります。

理解促進研修・研修啓発事業について

区 分	第6期（実績・見込み）			第7期計画		
	R3	R4	R5	R6	R7	R8
理解促進研修・研修啓発事業 （実施の有無）	有	有	有	有	有	有

【今後の方策】

○障害のある子どもが当たり前地域の一員として地域で暮らし、社会参加できる共生社会の実現のために、地域住民への啓発事業を行う精神保健福祉講座や権利擁護事業等を実施します。

○障害者差別解消の推進を図るため、市民への普及啓発に努めます。

○聴覚障害のある人への理解を深めるとともに、要約筆記啓発講座の受講生を増やし、要約筆記者の養成をすることを目的とする「ゼロから学べる要約筆記講座」を開催します。

②自発的活動支援事業

障害のある人等が自立した日常生活及び社会生活を営むことができるよう、障害のある人、その家族、地域住民等による地域における自発的な取り組みを支援することにより、共生社会の実現を図ります。

自発的活動支援事業について

区 分	第6期（実績・見込み）			第7期計画		
	R3	R4	R5	R6	R7	R8
自発的活動支援事業 （実施の有無）	有	有	有	有	有	有

【今後の方策】

- 障害のある人やその家族同士の交流活動（ピアサポート）や社会活動支援などの自発的活動に対する支援を検討していきます。
- 災害対策活動については、避難行動要支援者名簿等の事業と連携し、障害のある人やその家族、地域に対して啓発及び支援をしていきます。

③相談支援事業

障害のある人が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう以下の相談支援体制を構築します。

■障害者相談支援事業

障害のある人等の相談に応じ、必要な情報を提供することや、権利擁護のために必要な援助を行います。

■基幹相談支援センター

地域における相談支援の中核的な役割を担う機関として、総合的・専門的な相談支援、地域の相談支援体制強化の取組、地域移行・地域定着の促進の取組など相談等の業務を総合的に行います。

■基幹相談支援センター等機能強化事業

地域における相談支援事業が適正かつ円滑に実施されるよう、一般的な相談支援事業に加え、専門的職員の配置や地域における相談支援事業者等に対する専門的な指導・助言、情報収集・提供、人材育成の支援、地域移行に向けた取組等を実施することにより、相談支援体制の強化を図ります。

■住宅入居等支援事業

賃貸契約による一般住宅（公営住宅及び民間の賃貸住宅）への入居を希望しているが、保証人がいない等の理由により入居が困難な障害のある人に対し、入居に必要な調整等に係る支援を行うとともに、家主等への相談・助言を通じて障害のある人等の地域生活を支援します。

相談支援事業について

区 分	第6期（実績・見込み）			第7期計画		
	R3	R4	R5	R6	R7	R8
障害者相談支援事業 （箇所数）	3	3	3	3	3	3
基幹相談支援センター （設置の有無）	有	有	有	有	有	有
基幹相談支援センター等機能強化事業（実施の有無）	有	有	有	有	有	有
住宅入居等支援事業 （実施の有無）	機能 担保	機能 担保	機能 担保	機能 担保	機能 担保	機能 担保

【今後の方策】

- 地域における相談支援の中核的な役割を担う機関である基幹相談支援センターを令和3年度より近隣二市二町（島田市、牧之原市、吉田町、川根本町）で共同設置しており、地域の障害福祉に関する相談支援の中核的な役割を担っています。今後も、地域全体の相談支援体制の強化を図っていくとともに、福祉人材確保などの課題に取り組んでいきます。
- 相談支援体制の強化を図るために、障害者（一般）相談支援事業（福祉サービス利用援助、専門機関の紹介等）及び基幹相談支援センター等機能強化事業により、指定特定相談支援事業者と連携した相談支援体制を構築していきます。

④成年後見制度利用支援事業

成年後見人制度を利用することが必要であり、補助を受けなければ利用が困難である障害のある人に対して、申し立てに要する経費や後見人等の報酬等に関する支援を行います。

成年後見制度利用支援事業について

区 分	第6期（実績・見込み）			第7期計画		
	R3	R4	R5	R6	R7	R8
成年後見制度利用支援事業 （助成者数）	8	11	12	13	14	15

【今後の方策】

- 令和4年度～8年度策定「島田市成年後見利用促進計画」に基づき、「島田市成年後見支援センター」（島田市社会福祉協議会委託）を中心に、関係課、関係機関と協議を行い、成年後見制度の利用促進に向けた取り組みを推進していきます。

○令和4年5月に「島田市権利擁護推進協議会」を設置したため、利用促進、連携体制の整備及び普及啓発を行っていきます。協議会内部会では、受任調整や事例検討を行い、質の向上を目指します。

○障害のある人の権利擁護や虐待防止を図るため、成年後見制度の利用支援や、虐待防止事業を行います。

⑤成年後見制度法人後見支援事業

成年後見制度における後見等の業務を適正に行うことができる法人を確保できる体制を整備するとともに、市民後見人の活用も含めた法人後見の活動を支援することで、障害のある人の権利擁護を図ります。

【実績及び見込み】

本市では、令和5年9月30日現在で利用実績がありません。

【今後の方策】

○事業の普及啓発をし、利用希望がある場合は適切に対応していきます。

⑥意思疎通支援事業

聴覚、言語機能、音声機能、その他の障害のため、意思疎通を図ることが困難である障害のある人に対し、以下の意思疎通の支援をします。

■手話通訳者派遣事業

聴覚または音声・言語機能に障害のある人が、日常生活における健康、教養、職業などの面において、意思の疎通を円滑に図るために必要な手話通訳者を派遣します。

■要約筆記者派遣事業

聴覚障害のある人等が、日常生活の健康、教養、職業などの面において、意思の疎通を円滑に図るために必要な要約筆記者を派遣します。

意思疎通支援事業について

区 分	第6期（実績・見込み）			第7期計画		
	R3	R4	R5	R6	R7	R8
手話通訳者設置者数 （人）	1	1	1	1	1	1
手話通訳者派遣事業利用件数 （件／年）	105	119	94	130	130	130
要約筆記者派遣事業利用者数 （人／年）	2	3	11	15	15	15

【今後の方策】

- 手話通訳者及び要約筆記者派遣の利用を促進するため、引き続き、聴覚障害のある人への周知を図るとともに、講演会等での利用を通じ、多くの市民に情報保障の手段を知ってもらうよう働きかけていきます。
- 県内各市町の動向を把握し、手話通訳者等の待遇改善をしていきます。
- 派遣制度を見直し、個々の実情を踏まえた派遣制度にしていきます。

⑦日常生活用具給付等事業

在宅の身体及び重度の障害のある人等に対し、日常生活に必要な用具を給付することにより、日常生活上の便宜を図りその福祉の増進を図ります。

- 介護・訓練支援用具
- 自立支援生活用具
- 在宅療養等支援用具
- 情報・意思疎通支援用具
- 排泄管理支援用具
- 居宅生活動作補助設備（住宅改修費）等

日常生活用具給付等事業について

区 分	第6期（実績・見込み）			第7期計画		
	R3	R4	R5	R6	R7	R8
日常生活用具給付等事業 （件／年）	2,751	2,812	2,986	3,004	3,064	3,125

【今後の方策】

- 適正な制度利用について、事業者等へ周知を行います。
- 今後も引き続き、障害のある人の日常生活の便宜を図るために用具を給付し、また、自

立を支援し、社会参加の促進に努めていきます。

○給付が適正と思われる日常生活用具について、用具の進歩や使用者の実情により、見直していきます。

⑧手話奉仕員養成研修事業

意思疎通を図ることに支障がある障害のある人等の自立した日常生活のため、手話で日常会話を行うのに必要な手話語彙及び手話表現技術を習得する研修を実施します。

手話奉仕員養成研修事業について

区 分	第6期（実績・見込み）			第7期計画		
	R 3	R 4	R 5	R 6	R 7	R 8
修了見込者数（人／年）	6	9	6	15	15	15

【今後の方策】

○手話奉仕員養成研修事業は、本市の手話サークルに所属する聴覚障害のある人及び島田市登録手話通訳者で構成された団体に委託しています。事業を通じ、聴覚障害のある人のコミュニケーション機会と社会参加の場を増やしていきます。

⑨移動支援事業

屋外での移動が困難な障害のある人等について、地域における自立生活及び社会参加を促進するため、外出のための支援を行います。

移動支援事業について

区 分	第6期（実績・見込み）			第7期計画		
	R 3	R 4	R 5	R 6	R 7	R 8
年間実利用者数 （人／年）	125	130	72	109	109	109
年間延べ時間数 （時間／年）	5,442.5	5,612	4,779	5,280	5,280	5,280

【今後の方策】

○適切なサービスが利用できるよう相談支援事業所と連携します。

⑩地域活動支援センター

地域の実情に応じ、創作的活動または生産活動の機会の提供、社会との交流促進等の便宜を供与し、障害のある人等の地域生活の促進を図ります。

地域活動支援センターについて

区 分	第 6 期（実績・見込み）			第 7 期計画		
	R 3	R 4	R 5	R 6	R 7	R 8
地域活動支援センター （箇所数）	1	1	1	1	1	1
開所日数（日／年）	235	239	240	240	240	240
年間実利用者数（人／年）	4,473	5,391	5,800	5,800	5,800	5,800

【今後の方策】

○地域活動支援センターについては、本市及び実施事業者で振り返りを行い、事業展開を検討していきます。

⑪訪問入浴

在宅で自力または家族の介護による入浴が困難な重度障害のある人に対し、訪問により入浴サービスを提供し、身体の清潔の保持、心身機能の維持等を図ります。

訪問入浴について

区 分	第 6 期（実績・見込み）			第 7 期計画		
	R 3	R 4	R 5	R 6	R 7	R 8
年間実利用者数（人／年）	12	7	10	11	12	13
年間利用回数（回／年）	764	596	625	720	800	880

【今後の方策】

○今後も相談員や関係機関と連携し、入浴サービスのニーズ掘り起しに力を入れていきます。引き続き利用者の要望に対応できるよう、サービスの維持・向上に努めていきます。

⑫日中一時支援事業

日中、障害福祉サービス事業所・障害者支援施設等において、障害のある人等に活動の場を提供し、見守り、社会に適応するための日常的な訓練を行います。

日中一時支援事業について

区 分	第6期（実績・見込み）			第7期計画		
	R 3	R 4	R 5	R 6	R 7	R 8
年間実利用者数（人／年）	13	7	5	9	9	9
年間利用日数（日／年）	62.75	42.75	51	53	53	53

【今後の方策】

○必要な時にサービスが利用できるよう、障害福祉サービス提供事業所等に働きかけを行い、サービスの量的充実に努めます。

⑬点字・声の広報等発行事業

視覚障害のある人のために、点訳、音声訳により、市の広報や生活に必要な情報を定期的または必要に応じて提供します。

声の広報等発行事業について

区 分	第6期（実績・見込み）			第7期計画		
	R 3	R 4	R 5	R 6	R 7	R 8
年間実利用者数（人／年）	11	10	10	11	11	11
年間利用回数（回／年）	165	160	160	165	165	165

【今後の方策】

○点字・声の広報発行について、ボランティア団体や市社会福祉協議会と連携し、安定した情報サービスの提供を行います。

※点字の広報発行等については、ボランティア団体により実施

○視覚障害のある人に引き続き周知をしていきます。

⑭点訳奉仕員養成事業

点訳に必要な技術等を習得した点訳奉仕員等を養成研修します。

点訳奉仕員養成事業について

区 分	第6期（実績・見込み）			第7期計画		
	R3	R4	R5	R6	R7	R8
講習会開催数（回／年）	4	4	4	4	4	4
修了見込者数（人／年）	5	4	5	5	5	5

【今後の方策】

○多くの方が興味を持ってもらえるよう点訳奉仕員の研修について周知します。

3 基盤整備計画

令和6年度から令和8年度におけるサービス提供体制の確保のため、以下のとおり基盤整備を推進していきます。生活介護及び共同生活援助において、重度の障害により、常時介護を要する者に対する支援体制が確保された事業所数が少ないため、基盤整備を推進します。

サービス名	令和6年度	令和7年度	令和8年度
生活介護		新設1箇所 【定員20名】	
福祉型短期入所			新設2箇所 【定員10名】
医療型短期入所			新設1箇所 【定員5名】
共同生活援助		新設1箇所 【定員10名】	

第5章 第3期障害児福祉計画の概要

1 基本方針

障害のある子どもについては、子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）第2条第2項において、子ども・子育て支援の内容及び水準は、「全ての子どもが健やかに成長するように支援するものであって、良質かつ適切なものでなければならない」と規定されていることや、同法に基づく教育、保育等の利用状況を踏まえ、居宅介護や短期入所等の障害福祉サービス、障害児通所支援等の専門的な支援の確保及び共生社会の形成促進の観点から、保健、医療、保育、教育、就労支援等の関係機関とも連携を図った上で、障害のある子ども及びその家族に対して、乳幼児期から学校卒業まで一貫した効果的な支援を身近な場所で提供する体制の構築を図ります。

（1）相談支援体制の構築

障害児通所支援等における障害のある子ども及びその家族に対する支援について、障害のある子どもの障害種別や年齢別等のニーズに応じて、身近な場所で提供できるよう、地域における支援体制の整備を推進します。

また、児童発達支援センターの機能を担保する「こども発達支援センターふわり」については、地域の障害のある子どもの健全な発達において中核的な役割を果たす機関として位置づけ、障害児通所支援等を実施する事業所と緊密な連携を図り、障害児通所支援の体制整備を図り、点在する地域資源を重ね合わせた重層的な支援体制を整備します。

また、障害児入所施設に入所している児童が18歳以降も適切な場所で適切な支援を受けられるよう、県や児童相談所、障害児入所施設、相談支援事業所等と連携し、協議が行われるような体制整備を図ります。

（2）保育、保健医療、教育、就労支援等の関係機関と連携した支援

障害児通所支援の体制整備に当たっては、保育所や認定こども園、放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）等の子育ての支援施策との緊密な連携を図ることが重要です。

また、障害のある子どもの早期の発見及び支援並びに健全な育成を進めるため、母子保健施策や小児慢性特定疾病施策との緊密な連携を図るとともに、障害児支援を担当する部局と、それぞれの子育て支援担当部局や保健医療担当部局との連携体制を確保します。併せて、市に設置されるこども家庭センターとの連携体制を構築します。

さらに障害児支援が適切に行われるために、就学時及び卒業時において、支援が円滑に引き継がれることも含め、学校、障害児通所支援事業所、障害児入所施設、障害児相談支援事業所、就労移行支援等の障害福祉サービスを提供する事業所等が緊密な連携を図るとともに、障害支援を担当する部局と、教育委員会等との連携体制を確保します。

（３）地域社会への参加・包容（インクルージョン）の推進

「こども発達支援センターふわり」において、保育所、幼稚園、認定こども園等のほか、小学校等育ちの場で連携・協力できる体制構築を進めることにより、「保育所等訪問支援」を実施し、障害のある子どもの地域社会への参加・包容（インクルージョン）の推進を図ります。

（４）特別な支援が必要な障害のある子どもに対する支援体制の整備

①重症心身障害児及び医療的ケア児に対する支援体制の充実

重症心身障害児が身近な地域にある児童発達支援や放課後等デイサービス等を受けられるように、地域における課題の整理や地域資源の開発等を行いながら、支援体制の充実を図ります。

また、医療的ケア児についても、身近な地域で必要な支援が受けられるように、障害児支援等の支援体制の現状把握に努めます。

加えて、医療的ケア児に対する総合的な支援体制の構築に向けて、関連分野の支援を調整するコーディネーターとして養成された相談支援専門員、保健師、訪問看護師等の配置を促進します。

②強度行動障害や高次脳機能障害を有する障害のある子どもに対する支援体制の充実

強度行動障害や高次脳機能障害を有する障害のある子どもに対して、障害児通所支援等において適切な支援ができるよう、地域における課題の整理や専門的人材の育成、地域資源の開発等を行いながら、関係機関との連携を図りつつ、支援体制の整備を図ります。

（５）障害児相談支援の提供体制の確保

障害児相談支援は、障害の疑いがある段階から障害のある子どもやその家族に対する継続的な相談支援を行うとともに、支援を行うに当たって関係機関をつなぐ中心となる重要な役割を担っているため、障害のある人等に対する相談支援と同様に、障害児相談支援についても質の確保及びその向上を図りながら、支援の提供体制の構築を図ります。

第6章 第3期障害児福祉計画 成果目標

1 障害児支援の提供体制の整備等

(1) 重層的な地域支援体制の構築を目指すための児童発達支援センターの設置及び障害のある子どもの地域社会への参加・包容（インクルージョン）の推進

国の指針により、市もしくは圏域において重層的な地域支援体制の構築を目指すため、児童発達支援センターの設置が定められています。

項目	目標
児童発達支援センターの設置	機能担保
障害のある子どもの地域社会への参加・包容（インクルージョン）を推進する体制構築	体制構築の推進

【国の指針】（参考）

- ・令和8年度末までに、児童発達支援センターを各市町村に1か所以上設置することを基本とする。
- ・令和8年度末までに、全ての市町村において、障害のある子どもの地域社会への参加・包容（インクルージョン）の推進体制を構築する。

【目標達成のための方策】

○本市では、「こども発達支援センターふわり」において、児童発達支援センターの機能の一つである「保育所等訪問支援」を実施し、児童発達支援センター化に着手するよう進めていきます。

(2) 主に重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所の確保

重症心身障害児が身近な地域で支援を受けられるように、児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所の確保をします。

項目	目標
主に重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所の確保	確保済

【国の指針】（参考）

- ・令和8年度末までに、主に重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所を各市町村に1か所以上確保する。

【目標達成のための方策】

○重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所については、市内や近隣市において確保されていますが、事業所数が少ないため、引き続き利用状況等の把握に努めます。

(3) 医療的ケア児支援のための関係機関の協議の場の設置及びコーディネーターの配置

医療的ケア児が適切な支援を受けられるよう、保健、医療、障害福祉、保育、教育等の連携を図ります。

項 目	目 標
医療的ケア児支援のための関係機関の協議の場の設置	設置済
医療的ケア児コーディネーターの配置	配置済

【国の指針】(参考)

- ・令和8年度末までに、各都道府県、各圏域及び各市町において、保健、医療、障害福祉、保育、教育等の関係機関等が連携を図るための協議の場を設けるとともに、医療的ケア児等に関するコーディネーターを配置する。

【目標達成のための方策】

○本市では、令和4年度に協議会において、保健、医療、障害福祉、保育、教育等で構成される「重症心身障害児者支援部会」を設置し、医療的ケア児の支援体制等について関係機関との情報共有を行います。

○地域における医療的ケア児を総合的に支援する体制構築のため、医療的ケア児コーディネーターを養成する研修の受講や、協議の場における参画を推進します。

第7章 第3期障害児福祉計画 活動指標

(1) 障害児相談支援

■障害児支援利用援助（障害児支援利用計画）

障害児通所支援の申請後に、相談支援専門員がアセスメントをもとに、サービス提供事業者等との連絡調整を行い、障害児支援利用計画の作成を行います。

■継続障害児支援利用援助（モニタリング）

支給決定されたサービス等の利用状況の確認や利用者の意思確認を行い、必要に応じて、サービス事業者等との連絡調整などを行います。

障害児相談支援（1年間あたり）

区 分		第6期（実績・見込み）			第7期計画		
		R3	R4	R5	R6	R7	R8
障害児相談支援	利用者数 (人/年)	249	264	274	285	296	308

【見込み量確保のための方策】

○サービスの利用を必要としている児童に対して、ケアマネジメントに基づき、適切なサービスの利用に繋がるよう、相談支援専門員の質の向上や関係機関との連携を強化します。

(2) 障害児通所支援

①児童発達支援

通所する障害のある子どもに対して、日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、集団生活への適応訓練の支援を行います。

児童発達支援のサービス見込量（1か月あたり）

区 分		第6期（実績・見込み）			第7期計画		
		R3	R4	R5	R6	R7	R8
児童発達 支援	利用者数 (人/月)	60	63	58	64	64	65
	サービス利用量 (日/月)	439	483	443	491	491	499

【目標達成のための方策】

○関係機関と連携し、療育が必要とされる児童の早期発見・早期療育に繋がります。

○医療型児童発達支援及び居宅訪問型児童発達支援については、支給実績はありませんが、協議会を通じ、障害児支援の状況の把握を行います。

②放課後等デイサービス

学校に就学している障害のある子どもに対し、放課後や長期休暇中において生活能力向上のために必要な訓練、社会との交流の促進、その他の必要な支援を行います。

放課後等デイサービスの見込量（1か月あたり）

区 分		第6期（実績・見込み）			第7期計画		
		R 3	R 4	R 5	R 6	R 7	R 8
放課後等 デイサービス	利用者数 （人／月）	166	168	175	181	188	196
	サービス利用量 （日／月）	2,275	2,368	2,480	2,576	2,688	2,816

【目標達成のための方策】

- 利用にあたっては、相談支援を通じた適切なサービスの利用に繋がるよう支援します。
- 協議会における「こども部会」を通じて、利用者（家族等）への適切なサービス利用の周知や、事業所職員向け研修会の実施等を検討し、事業の質の向上に努めます。

（3）医療的ケア児に対する関連分野の支援を調整するコーディネーターの配置人数

医療的ケア児に対する総合的な支援体制の構築に向けて、関連分野の支援を調整するコーディネーターの配置を推進します。

区 分	第6期（実績・見込み）			第7期計画		
	R 3	R 4	R 5	R 6	R 7	R 8
医療的ケア児に対する 関連分野の支援を調整する コーディネーターの配置人数	1	2	2	2	2	2

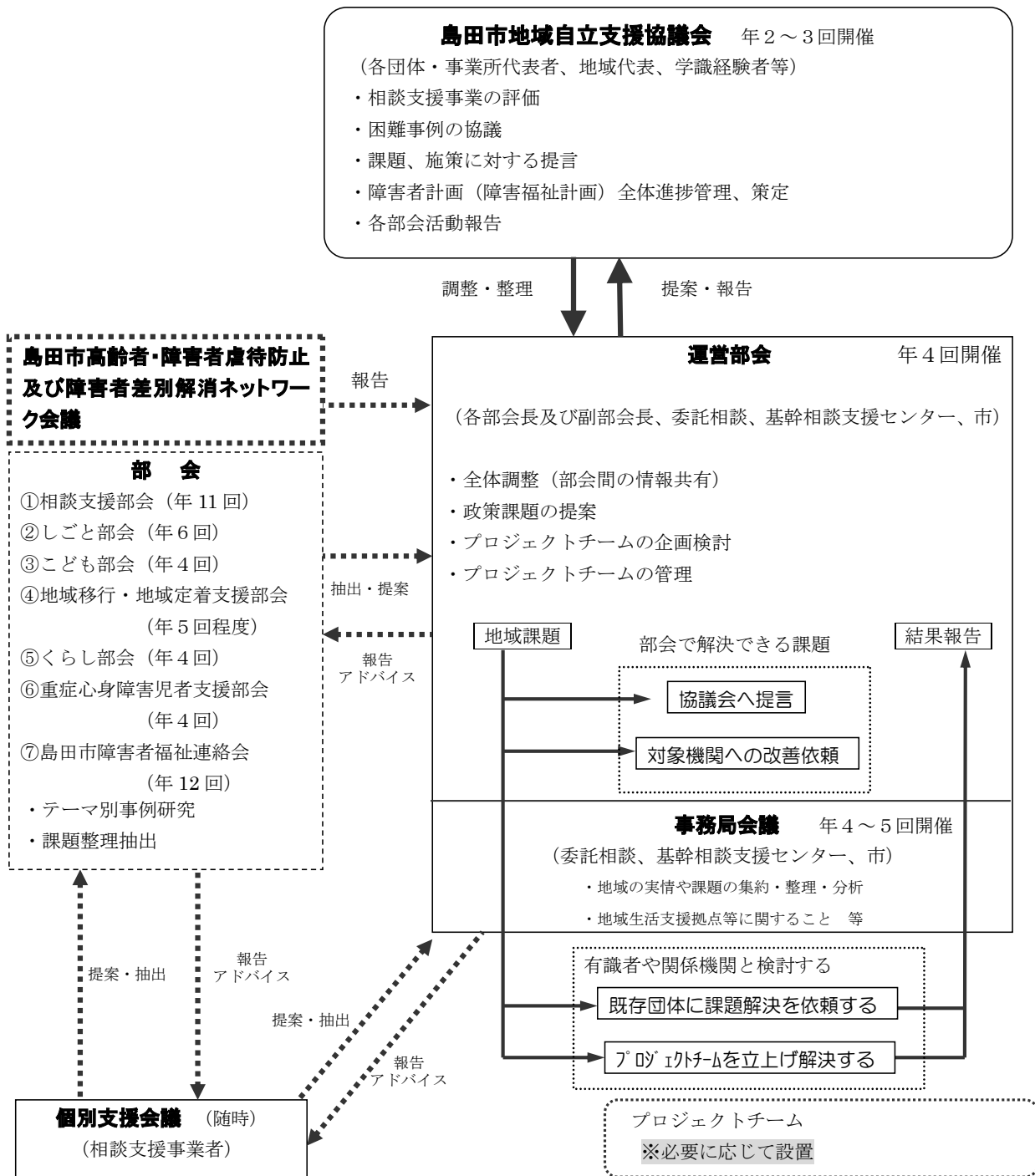
【目標達成のための方策】

- 地域における医療的ケア児を総合的に支援する体制構築のため、医療的ケア児コーディネーターを養成する研修の受講や、協議の場における参画を推進します。

第8章 その他関連資料

1 島田市地域自立支援協議会

—共通目的— みとめあい、ささえあい、わたしらしく生きる。



2 策定経過

「第7期島田市障害福祉計画」及び「第3期島田市障害児福祉計画」の策定経過は以下のとおりです。

日付	名称
令和5年 6月14日	「第7期島田市障害福祉計画」及び「第3期島田市障害児福祉計画」 作成担当者会議
6月16日	島田市地域自立支援協議会 第1回運営部会
7月13日	第1回島田市地域自立支援協議会
7月27日～ 8月10日	障害福祉サービス見込量調査・基盤整備調査 【調査対象】障害福祉サービス事業所及び委託相談
8月18日	志太榛原地域自立支援推進会議 第1回推進部会
10月18日	島田市地域自立支援協議会 第2回運営部会
10月19日	静岡県障害者政策課 担当者ヒアリング
10月23日	第2回島田市地域自立支援協議会
12月18日	第3回島田市地域自立支援協議会
令和6年 1月4日～ 2月5日	パブリックコメントの実施
2月5日	島田市地域自立支援協議会 第3回運営部会
3月11日	第4回島田市地域自立支援協議会

「第7期島田市障害福祉計画」
「第3期島田市障害児福祉計画」

発 行：島田市

編 集：島田市健康福祉部福祉課

住 所：〒427-8501

島田市中央町1番の1

連絡先：TEL 0547-37-5111（代表）

0547-36-7154（直通）

FAX 0547-37-0235